

特別警報等による臨時閉所について

愛媛県中予地域に特別警報（高潮及び波浪を除く。）又は台風による暴風警報（以下「特別警報等」という。）が発令された場合、愛媛学習センターは次の基準により閉所します。

- 1 特別警報等が発令中は、センターは閉所します。開所中に特別警報等が発令された場合は、直ちに閉所します。
 - (1) 特別警報等が午前 8 時前に解除された場合は、通常どおり開所します。
 - (2) 特別警報等が午前 8 時から正午までに解除された場合は、解除後 2 時間経過後から開所します。
 - (3) 特別警報等が正午の時点で発令中の場合は、終日閉所します。
- 2 単位認定試験期間中は、上記の基準に関わらず、大学本部と協議の上で措置を決定し、ホームページ等により周知します。
- 3 その他不測の事態については、その状況に応じセンター所長が措置を決定し、ホームページ等により周知します。